



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（総務私学課） 6
- 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 7
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 10
- 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（行政管理課） 11
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 13
- 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例（こども若者政策課） 21
- 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（子育て支援課） 22
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（保健医療総務課） 24
- 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 25
- 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 26
- 沖縄県地域連携高齢者支援基金条例（地域包括ケア推進課） 26
- 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（流通・加工推進課） 28
- 沖縄県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（営農支援課） 29
- 沖縄県糖業・農業振興基金条例（園芸振興課） 29
- 沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例（畜産課） 31
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課） 32
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（労働政策課） 33
- 沖縄県宿泊税基金条例（観光政策課） 33
- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空港課） 35
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市公園課） 35
- 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務課） 36
- 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局管理課） 37
- 沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（議会事務局総務課） 39
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 63
- 沖縄県部活動大会参加支援基金条例（教育庁保健体育課） 63
- 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育庁生涯学習振興課） 64
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） 66
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部地域課） 67

公布された条例のあらまし

- 沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（条例第3号）
 - 1 沖縄県公益認定等審議会の委員の任命に係る規定を整理することとした。（第4条関係）
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正することとした。
＜第1条＞
 - (1) 通勤手当について、自動車等使用者に対する限度額を引き上げる。(第16条関係)
 - (2) 宿日直手当について、勤務1回に係る支給の限度額を引き上げる。(第26条関係)
 - (3) その他所要の改正を行う。(第18条関係)
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
 - (1) 初任給調整手当について、新たに第二種初任給調整手当を設け、職員に適用される給料表の給料月額のうち職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額等とこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回る職員には、その差額を月額に換算した額を支給する。(第11条の2関係)
 - (2) 通勤手当について、自動車等使用者に対する手当の限度額を引き上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当として、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給する。また、通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の人事委員会規則で定める日とするとともに、これらに伴う所要の規定の整備を行う。(第16条関係)
 - (3) 義務教育等教員特別手当について、支給限度額を改めるとともに、手当の月額については、職務の級、号給及び校務の種類に応じて支給する。(第28条の2関係)
- 3 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号)の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
通勤手当について、自動車等使用者に対する手当の限度額を引き上げる。(第10条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、3、6及び7は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 1(1)及び1(2)は、令和7年4月1日から適用することとした。(附則第2項)
- 6 沖縄県職員の修学部分休業に関する条例(平成17年沖縄県条例第48号)及び沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年沖縄県条例第47号)について、2(1)に伴う規定の整理を行うこととした。(附則第5項)
- 7 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)の一部改正に伴い、沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年沖縄県条例第51号)の規定を整理することとした。(附則第6項)

○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 多学年学級担当手当を廃止することとした。(第2条及び第35条関係)
- 2 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の一部改正に伴い、規定を整理することとした。(第22条関係)
- 3 教員特殊業務手当について、部活動指導業務に係る支給額を引き上げることとした。(第40条関係)
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2については公布の日から、1については令和9年1月1日から施行することとした。(附則)

○ 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(条例第6号)

- 1 次に掲げる条例について、公示送達又は聴聞の通知に係る公示事項をインターネットで閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとるための規定の整備を行うこととした。＜第1条及び第2条関係＞
 - (1) 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)
 - (2) 沖縄県行政手続条例(平成7年沖縄県条例第28号)
- 2 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。(附則第1項)
 - (1) 1(1)及び3(附則第2項に係る部分に限る。) 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号の政令で定める日
 - (2) 1(2)、3(附則第3項に係る部分に限る。)及び4 令和8年5月21日
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)
- 4 この条例の施行に伴い、沖縄県迷惑行為防止条例(昭和50年沖縄県条例第9号)の一部を改正することと

した。(附則第4項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 工業技術センターにおける使用料及び手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第1及び第2関係)
- 2 衛生環境研究所における空気試験に係る手数料を廃止することとした。(別表第2関係)
- 3 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
- 4 狂犬病予防注射手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
- 5 犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
- 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。(別表第3関係)
- 7 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)が改正されたことを踏まえ、工事の許可申請等に対する手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第3表関係)
- 8 開発行為許可申請等に係る手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第3表関係)
- 9 この条例は、令和8年10月1日から施行することとした。ただし、1、2、3、4、5及び10については令和8年4月1日から、6については令和8年5月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 10 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 題名を、沖縄県子ども・若者施策推進基金条例に改めることとした。(題名関係)
- 2 基金の設置の目的を、子ども・若者に関する施策を推進することとした。(第1条関係)
- 3 基金は、子どもの貧困対策を含む子ども基本法等の規定に基づき沖縄県が定める計画に定める施策に要する費用の財源に充てることとした。(第6条関係)
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第9号)

- 1 沖縄県保育士試験等手数料条例(平成19年条例第50号)の一部を次のように改正することとした。<第1条>
国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく特例措置である地域限定保育士制度が廃止されたことに伴い、保育士試験手数料等に係る規定を整理する。(第1条から第5条まで及び第7条関係)
- 2 沖縄県幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件に関する条例(平成24年条例第23号)の一部を次のように改正することとした。<第2条>
国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が廃止されたことに伴い、保育士の資格に係る規定を整理する。(別表関係)
- 3 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第85号)の一部を次のように改正することとした。<第3条>
 - (1) 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が廃止されたことに伴い、保育士の資格に係る規定を整理する。(第39条関係)
 - (2) その他所要の改正を行う。(第12条関係)
- 4 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第27号)の一部を次のように改正することとした。<第4条>
国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が廃止されたことに伴い、保育士の資格に係る規定を整理する。(第6条関係)
- 5 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年例第28号)の一部を次のように改正することとした。<第5条>
 - (1) 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が廃止されたことに伴い、保育士の資格に係る規定を整理する。(第5条関係)
 - (2) その他所要の改正を行う。(第43条関係)
- 6 沖縄県幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正することとした。<第6条>
虐待等の禁止に係る規定を整理する。(第12条関係)
- 7 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第16号)の一部を次のように改正することとした。<第7条>

- (1) 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が廃止されたことに伴い、保育士の資格に係る規定を整理する。(第19条関係)
 - (2) その他所要の改正を行う。(第14条関係)
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第10号)
- 1 修学資金の返還免除対象施設である母子健康包括支援センターの名称をこども家庭センターに改めることとした。(第10条関係)
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。(第10条関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第11号)
- 1 県が広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を改めることとした。(第2条関係)
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。(第7条関係)
 - 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2は公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(条例第12号)
- 1 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数等について定めることとした。(第10条関係)
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県地域連携高齢者支援基金条例(条例第13号)
- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。(第1条から第7条まで)
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 3 この条例は、令和13年3月31日限り失効することとした。(附則第2項)
-
- 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第14号)
- 1 指定飲食料品等に関する公表について定めることとした。(第17条の2関係)
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)
- 1 沖縄県農業高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年沖縄県条例第32号)の一部を次のように改正することとした。<第1条>
授業料の年額を83,700円から101,250円に改定する。(第7条関係)
 - 2 沖縄県農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
授業料の年額を101,250円から118,800円に改定する。(第7条関係)
 - 3 1は令和9年4月1日から、2は令和10年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
-
- 沖縄県糖業・農業振興基金条例(条例第16号)
- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。(第1条から第7条まで)
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例(条例第17号)
- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。(第1条から第7条まで)
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第18号)
- 1 施設利用料金の基準額を改めることとした。(別表関係)
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則)

- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）
 - 1 教室の使用料の額を改めることとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第2項）

- 沖縄県宿泊税基金条例（条例第20号）
 - 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
 - 2 この条例は、沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第1号）の施行の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）
 - 1 慶良間空港の運用時間を9時から17時までに改めることとした。（第3条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第22号）
 - 1 業として映画を撮影する者に限らず、業として動画を撮影する者は、指定管理者の許可を受けなければならないこととする事とした。（第4条関係）
 - 2 利用料金の納付時期に係る規定を改めることとした。（第25条関係）
 - 3 奥武山公園の多目的広場に係る規定を整理することとした。（別表第3、別表第4及び別表第6関係）
 - 4 業として動画を撮影することに係る利用料金の基準額を定めることとした。（別表第5関係）
 - 5 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）
 - 1 手当の種類に災害派遣手当を新設することとした。（第2条及び第16条の2関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条、第3条、第7条、第8条の2、第10条、第12条、第14条の2、第17条、第18条及び附則第2項関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）
 - 1 初任給調整手当を第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当とし、第二種初任給調整手当の支給の基準を定めることとした。（第2条及び第6条の2関係）
 - 2 手当の種類に災害派遣手当を加え、支給の基準を定めることとした。（第2条及び第21条関係）
 - 3 特地手当に準ずる手当について、規定を整備することとした。（第13条関係）
 - 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2及び3は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（条例第25号）
 - 1 条例の目的、用語及び議会の責務を定めることとした。（第1条から第3条まで）
 - 2 個人情報等の取扱いについて必要な事項を定めることとした。（第4条から第16条まで）
 - 3 個人情報ファイル簿の作成範囲とその公表等について定めることとした。（第17条）
 - 4 保有個人情報の開示、訂正、利用停止等に係る手続を定めることとした。（第18条から第43条まで）
 - 5 保有個人情報の開示決定等に係る審査請求手続について定めることとした。（第44条から第53条まで）
 - 6 保有個人情報の適用除外等について定めることとした。（第54条から第58条まで）
 - 7 職員等に対する罰則規定を設けることとした。（第59条から第63条まで）
 - 8 この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 9 この条例の施行に伴い、沖縄県個人情報保護審査会設置条例（令和4年沖縄県条例第55号）の一部を改正することとした。（附則第2項）

- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第26号）
 - 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

-
- 沖縄県部活動大会参加支援基金条例（条例第27号）
 - 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

 - 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）
 - 1 施設の利用料金の基準額の適正化を図ることとした。（別表第1関係）
 - 2 附属設備の利用料金の基準額を定めることとした。（別表第2関係）
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。（第15条関係）
 - 4 この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。（附則）

 - 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）
 - 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

 - 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第30号）
 - 1 安全対策優良海域レジャー提供業者審査手数料及び安全対策優良標示交付手数料の納付時期を定めることとした。（第3条関係）
 - 2 安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料を廃止し、安全対策優良海域レジャー提供業者審査手数料及び安全対策優良標示交付手数料を新設することとした。（別表第12関係）
 - 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

条 例

沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第3号

沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

沖縄県公益認定等審議会条例（平成19年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第4号

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「40,000円」を「45,700円」に改める。

第18条第2項中「新たに」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は新たに」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第26条第2項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「減じて」の次に「、第一種初任給調整手当として」を加え、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつ

ては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(以下この項において「1週間当たりの勤務時間」という。)に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額(次項において「特定額」という。))が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

- 2 第二種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第16条第1項第1号中「第3号、第2項、第3項及び第5項」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「通勤距離を考慮して2,000円以上45,700円」を「66,400円」に改め、「範囲内で」の次に「自動車等の使用距離の区分に応じて」を加え、「区分に応じた」を削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「特別料金等相当額」に、「の合計額が」を「及び前項第1号に定める額の合計額が」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすもの)に限る。第1号及び第9

項において「駐車場等」という。) を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第28条の2第2項中「8,000円」を「7,100円」に、「及び号給」を「、号給」に改め、「職務の級)」の次に「及び次の各号に掲げる校務の種類」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 学級(学校教育法に規定する公立の小学校、中学校又は高等学校の学級(特別支援学級を除く。))に限る。)を担任する業務

(2) 前号に掲げる業務を行う者を補助する業務

(3) 第1号に掲げる業務を分担し、又は共同して行う業務

(4) 第1号から前号までに掲げる業務以外の業務

(沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「1,900円」を「2,510円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定並びに附則第5項及び第6項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(沖縄県職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(沖縄県職員の修学部分休業に関する条例及び沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(1) 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年沖縄県条例第48号)第3条第1項

(2) 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年沖縄県条例第47号)第3条第1項

(沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

6 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第5条の規定による改正後の」を削り、「新勤務時間条例」を「勤務時間条例」に改める。

附則第13条中「第6条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削る。

附則第14条第4項中「新給与条例」を「沖縄県職員の給与に関する条例」に改め、「第28条の2第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「沖縄県職員の給与に関する条例第11条の2第1項及び」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「沖縄県職員の給与に関する条例」に改め、同条第7項中「、第4項及び第6項から第8項まで、第11条及び第12条並びに新給与条例第7条第2項、第3項、第5項、第9項及び第10項」を「から第10項まで、第11条及び第12条」に改める。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第5号

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第33号を次のように改める。

(33) 削除

第22条第1項第4号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第40条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項第4号の改正規定は公布の日から、第2条第33号及び第35条の改正規定は令和9年1月1日から施行する。

情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第6号

情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(公示送達の方法)

第12条 法第20条の2第1項の規定による公示送達は、同条第2項に規定する公示事項

(以下この条において「公示事項」という。)を施行規則第1条の8第1項で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、

公示事項が記載された書面を課税地を所管する県税事務所等若しくは自動車税事務所若しくは本庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を課税地を所管する県税事務所等若しくは自動車税事務所若しくは本庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

(沖縄県行政手続条例の一部改正)

第2条 沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によつて行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「同条第3項」を「これらの規定」に改め、「と、」の次に「同条第4項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）

附則第1条第12号の政令で定める日

(2) 第2条並びに附則第3項及び第4項の規定 令和8年5月21日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例第12条の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の沖縄県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(沖縄県迷惑行為防止条例の一部改正)

4 沖縄県迷惑行為防止条例（昭和50年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第7号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項中「3,020円」を「3,520円」に改める。

別表第2 工業技術センター手数料の項中「9,520円」を「10,990円」に、「3,410円」を「4,800円」に、「8,360円」を「8,410円」に、「3,850円」を「5,770円」に、「1,880

円」を「2,620円」に、「810円」を「1,050円」に、「1,870円」を「2,720円」に、「2,420円」を「2,580円」に、「3,390円」を「4,720円」に、「4,530円」を「6,240円」に、「2,430円」を「3,480円」に、「1,920円」を「2,740円」に、

420円以内
で知事が
規則で定
める額

を

600円以内
で知事が
規則で定
める額

に改め、同表衛生環境研究所手数料の項中

空気試験	室内環境の試験	定量試験 普通なもの	1項目につき	2,330円	
		複雑なもの	同	4,750円	
		特殊なもの	同	18,530円	
煙道ガスの測定		ばいじん濃度の測定	1煙道の1検体につき	10,100円	を
		ガス成分の測定	1項目につき	4,100円	
		重金属の測定	同	5,100円	
浮遊粉じんの測定		粉じん量の測定	1検体につき	1,850円	
		陰イオン及び有機物の測定	1項目につき	3,790円	
		重金属の測定	同	5,500円	

空気試験	室内環境の試験	定量試験 普通なもの	1項目につき	2,330円	に
		複雑なもの	同	4,750円	
		特殊なもの	同	18,530円	
浮遊粉じんの測定		粉じん量の測定	1検体につき	1,850円	
		陰イオン及び有機物の測定	1項目につき	3,790円	
		重金属の測定	同	5,500円	

改める。

別表第3第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の項中「6,800円」を「22,000円」に

改め、同表犬の狂犬病予防注射手数料の項中「2,450円」を「2,850円」に改め、同表犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の項中「4,000円」を「4,500円」に、「350円」を「500円」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「同条第15項」を「同条第13項」に、「又は第15項」を「又は第13項」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表特殊車両通行許可申請手数料の項の次に次のように加える。

<p>宅地造成 又は特定 盛土等に 関する工 事の許可 申請手 申請手 料</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以下のときは1件につき21,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは1件につき32,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1件につき44,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のときは1件につき62,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは1件につき72,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき96,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のときは1件につき150,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のときは1件につき228,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のときは1件につき354,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方</p>
---	---	--

		メートル以下のときは1件につき498,000円、100,000平方メートルを超えるときは1件につき642,000円
土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以下のときは1件につき16,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは1件につき18,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1件につき21,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のときは1件につき24,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは1件につき34,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき37,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のときは1件につき44,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のときは1件につき58,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のときは1件につき78,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のときは1件につき114,000円、100,000平方メートルを超えるときは1件につき138,000円
宅地造成	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第	1件につき、次に掲げる額を

<p>又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>合算した額。ただし、その額が642,000円を超えるときは、642,000円とする。</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イに規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料の項金額の欄に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、当該新たに編入される土地のうち盛土又は切土をする土地の面積に応じ宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料の項金額の欄に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
<p>土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が138,000円を超えるときは、138,000円とする。</p> <p>ア 土石の堆積に関する工事</p>

料	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	<p>の設計の変更（イに規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ土石の堆積に関する工事の許可申請手数料の項金額の欄に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、当該新たに編入される土地のうち土石の堆積を行う土地の面積に応じ土石の堆積に関する工事の許可申請手数料の項金額の欄に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以下のときは1件につき10,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは1件につき11,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1件につき12,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のときは1件に
---	---------------------------	--	--	---

		つき13,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは1件につき15,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき16,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のときは1件につき17,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のときは1件につき18,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のときは1件につき20,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のときは1件につき26,000円、100,000平方メートルを超えるときは1件につき27,000円
宅地造成等に関する工事の許可等適合証明書交付手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	1件につき480円

別表第3 開発行為許可申請手数料の項中「8,600円」を「12,000円」に、「22,000円」を「28,000円」に、「43,000円」を「52,000円」に、「1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円」を「1ヘクタール未満のときは1件につき100,000円」に、「3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円」を「3ヘクタール未満のときは1件につき150,000円」に、「170,000円」を「207,000円」に、「220,000円」を「273,000円」に、「300,000円」を「386,000円」に、「13,000円」を「18,000円」に、「1件につき30,000円」を「1件につき38,000円」に、「65,000円」を「77,000円」に、「120,000円」を「139,000円」に

円」に、「3ヘクタール未満のときは1件につき200,000円」を「3ヘクタール未満のときは1件につき228,000円」に、「270,000円」を「317,000円」に、「340,000円」を「418,000円」に、「480,000円」を「593,000円」に、「0.1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円」を「0.1ヘクタール未満のときは1件につき97,000円」に、「0.3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円」を「0.3ヘクタール未満のときは1件につき146,000円」に、「0.6ヘクタール未満のときは1件につき200,000円」を「0.6ヘクタール未満のときは1件につき218,000円」に、「260,000円」を「290,000円」に、「390,000円」を「436,000円」に、「510,000円」を「581,000円」に、「660,000円」を「756,000円」に、「870,000円」を「998,000円」に改め、同表開発行為変更許可申請手数料の項中「870,000円」を「998,000円」に改め、同表市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料の項中「46,000円」を「50,000円」に改め、同表予定建築物等以外の建築等許可申請手数料の項中「26,000円」を「28,000円」に改め、同表開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料の項中「6,900円」を「9,200円」に、「18,000円」を「20,000円」に、「39,000円」を「41,000円」に、「69,000円」を「71,000円」に、「97,000円」を「99,000円」に改め、同表開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料の項中「1,700円」を「2,500円」に、「2,700円」を「4,000円」に、「17,000円」を「20,000円」に改め、同表開発登録簿の写しの交付手数料の項中「470円」を「500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定、別表第2の改正規定並びに別表第3第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の項、同表犬の狂犬病予防注射手数料の項及び同表犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の項の改正規定並びに次項の規定 令和8年4月1日

(2) 別表第3医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料の項、同表医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の項及び同表医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項の改正規定 令和8年5月1日

(経過措置)

2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、前項に規定するこの条例のそれぞれ

の施行の日以後になされた申請に係るものから適用し、同日前になされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第8号

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例（平成28年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県こども・若者施策推進基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 こども・若者（心身の発達の過程にある者をいう。）に関する施策を推進することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県こども・若者施策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項並びに子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第1項並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条第1項及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の規定に基づき沖縄県が定める計画に定める施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第9号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県保育士試験等手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県保育士試験等手数料条例(平成19年沖縄県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。)」を削る。

第2条の見出しを「(保育士試験手数料)」に改め、同条第1項中「又は国家戦略特別区域法第12条の5第6項の国家戦略特別区域限定保育士試験」を削り、「保育士試験等」を「保育士試験」に、「保育士試験等手数料」を「保育士試験手数料」に改め、同条第2項中「保育士試験等手数料」を「保育士試験手数料」に改め、「(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年厚生労働省令第33号)第6条において準用する場合を含む。)」を削り、「保育士試験等の」を「保育士試験の」に改める。

第3条第1項中「(国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の保育士又は国家戦略特別区域限定保育士」を「に規定する保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する改正法第1条の規定による改正前の児童福祉法第18条の18第3項の保育士」に改める。

第4条第1項中「(国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)第9条におい

て準用する場合を含む。)」を「の保育士登録証又は児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第337号。以下この項において「整備令」という。）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備令第10条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第9条において読み替えて準用する整備令第1条の規定による改正前の児童福祉法施行令（次条において「準用旧児童福祉法施行令」という。）第17条第1項」に改める。

第5条第1項中「（国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する場合を含む。）」を「の保育士登録証又は準用旧児童福祉法施行令第18条第1項」に改める。

第7条第1項中「（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）」を削り、「保育士試験等の」を「保育士試験の」に、「保育士試験等を」を「保育士試験を」に、「保育士試験等手数料」を「保育士試験手数料」に改める。

（沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第2条 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表の第2の1中「保育士（」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第39条第2号中「保育士（」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士（」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令

和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年沖縄県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第12条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

(沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年沖縄県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第19条第1項中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する」に改め、「限定保育士」の次に「を含む。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第10号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「第7条」を「第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）のうち、同法第7条」に、「病院」を「もの」に改め、同号オ中「第1条の5」を「第1条の5第2項」に改め、「診療所」の次に「（以下「診療所」という。）」を加え、同号ク中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同号コを次のように改める。

コ 児童福祉法第10条の2第1項のこども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）

第10条第1項第1号サ中「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改め、同項第2号ウ中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第11号

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「0」を「100,000分の38」に改める。

第7条中「又第2号」を「又は第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第12号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数等）

第10条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(1) 算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第11条の2第3項第2号に掲げる額

2 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げるものとする。

3 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げるものとする。

4 算定政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県地域連携高齢者支援基金条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第13号

沖縄県地域連携高齢者支援基金条例

(設置)

第1条 高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業者、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体（第6条において「多様な主体」という。）による高齢者を支援するための取組を集中的に推進することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県地域連携高齢者支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を維持することができるよう、多様な主体が連携し、又は協働することを支援するための事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を維持することができるよう、多様な主体が行

う事業の創出を支援するための事業の費用の財源に充てるとき。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業者の経営の安定化を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を維持することを支援するための取組を集中的に推進するための事業の費用の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第14号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第17条の2 知事は、省令第3条の2第1項に規定するところにより、法第4条第5項第3号ハに規定する事項について、公表しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第15号

沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

(沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条中「83,700円」を「101,250円」に改める。

第2条 沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「101,250円」を「118,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和9年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和9年4月1日前から引き続き在学している者に係る授業料については、第1条の規定による改正前の沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第7条の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県糖業・農業振興基金条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第16号

沖縄県糖業・農業振興基金条例

(設置)

第1条 糖業（沖縄県糖業振興条例（平成2年沖縄県条例第10号）第2条第1号に規定する糖業をいう。）及び農業（畜産を除く。第6条において同じ。）の総合的な振興及び持続的な発展を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県糖業・農業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 社会経済情勢の急激な変化及び気象災害による農業の経営への影響の緩和を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 県内で製造された分蜜糖の流通又は消費の拡大を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (3) 農業において、農作業を効率的に行うための体制の確立又は共同による営農を支援するための事業の費用の財源に充てるとき。

- (4) 農業において、情報通信技術を用いた技術の導入による農作業の省力化を支援するための事業の費用の財源に充てるとき。
- (5) 農業を担う者に対し、遊休農地の利用の促進又は農地の利用の集積の促進を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例

(設置)

第1条 畜産の生産基盤を強化し、畜産物の安定供給を図ることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、沖縄県畜産生産基盤強化支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 優良な種畜の導入又は確保を支援するための事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 家畜の改良増殖を促進するための事業の費用の財源に充てるとき。
- (3) 家畜の排せつ物の適正管理若しくは利用の促進を図り、又は家畜の排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の機能の維持若しくは強化を支援するための事業の費用の財源に充てるとき。
- (4) 家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。）の発生を予防し、又はまん延を防止するための事業の費用の財源に充てるとき。
- (5) 飼料の生産を支援するための事業の費用の財源に充てるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、畜産の生産基盤を強化し、畜産物の安定供給を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「610円」を「730円」に、「450円」を「540円」に、「680円」を「820円」に、「110円」を「130円」に、「1,060円」を「1,280円」に、「2,200円」を「2,310円」に、「830円」を「850円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「220円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける使用の承認に係る使用料について適用し、同日前に受けた使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

沖縄県宿泊税基金条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号

沖縄県宿泊税基金条例

(設置)

第1条 国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第1号）の規定により県に納入され、又は払い込まれた宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分す

ることができる。

- (1) 第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てるとき（次号に該当する場合を除く。）。
- (2) 市町村（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により宿泊に対して税を課する市町村を除く。）が行う観光の振興を図るための事業の実施を支援するための交付金の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、沖縄県宿泊税条例の施行の日から施行する。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第21号

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「 | 慶良間空港 | 8時から18時まで | 」を「 | 慶良間空港 | 9時から17時まで | 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第22号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「映画」を「動画」に改める。

第25条第1項中「、許可を受けた際に」を削る。

別表第3中「多目的広場」を削る。

別表第4中

多目的広場	午前9時から午後6時（4月1日から9月30日までの間は、午後7時）まで	を
コミュニティセンター	午前9時から午後9時まで	」
コミュニティセンター	午前9時から午後9時まで	に
		」

改める。

別表第5中「映画」を「動画」に改める。

別表第6第1項第13号を削り、同項中第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第23号

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「あつて」を「あって」に改め、同条第3項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第16条の2において同じ。）」を加える。

第3条第3項中「従つて」を「従って」に改める。

第7条中「支払つて」を「支払って」に改める。

第8条の2中「なつた」を「なった」に改める。

第10条第3項中「新たに」を「新たに給料表の適用を受ける職員となって特地事業所若しくは準特地事業所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は新たに」に、「又は」を「若しくは」に、「なつた」を「なった」に改める。

第12条及び第14条の2第2項中「あつて」を「あって」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第16条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて本県に滞在するものに対して支給する。

第17条第3項及び第5項中「あつて」を「あって」に改める。

第18条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

附則第2項中「なつた」を「なった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第24号

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を、「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第21条において同じ。）」を加える。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される管理者が定める勤務一時間当たりの給与額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

第13条第3項中「新たに特地事業所又は」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地事業所若しくは準特地事業所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は新たに特地事業所若しくは」に、「職員に対して」を「ものに対して」に改める。

第21条を次のように改める。

（災害派遣手当）

第21条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて本県に滞在す

るものに対して支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定（「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第21条において同じ。）」を加える部分に限る。）、第13条第3項の改正規定及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第25号

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第53条）
- 第5章 雑則（第54条—第58条）
- 第6章 罰則（第59条—第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、沖縄県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取

扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報で

あって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。第20条において「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を

削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下次章から第4章までにおいて「個人情報保護法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第59条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り

得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 個人情報保護法第2条第8項に規定する行政機関、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）第2条第2項に規定する実施機関、他の地方公共団体の機関若しくは独立行政法人等又は他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条、第56条及び第59条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受け付ける組織の名称及び所在地

- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第55条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この章において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この章及び第54条において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合においては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、

開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして沖縄県情報公開条例施行規則（平成13年沖縄県規則第97号）で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第24条各項の決定（以下この章において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執

行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同

号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、前2項の期間に算入しない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から

44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第53条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理

由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 第28条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書（同項ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第55条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下この章において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、前2項の期間に算入しない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を

請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第55条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、

当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下この章において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、前2項の期間に算入しない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68

号) 第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県個人情報保護審査会設置条例（令和4年沖縄県条例第55号）第1条に規定する沖縄県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査会の調査権限)

第46条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下この節において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この節において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報（第2条第4項に

規定する保有個人情報であって、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものをいう。以下この項及び第4項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(意見の陳述)

第47条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第48条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第49条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第46条第1項の規定による調査をさせ、又は第47条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第50条 審査会は、第46条第1項、第4項又は第48条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電

磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第51条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第52条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第53条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第54条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第55条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第56条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第57条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第58条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第59条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 前3条の規定は、沖縄県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第63条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(沖縄県個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

2 沖縄県個人情報保護審査会設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の一号を加える。

(3) 沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第45条第1項の規定による議長の諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第26号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「3,988人」を「3,992人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,875人」を「1,912人」に改め、同表県立中学校の項中「63人」を「69人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「11,120人」を「11,249人」に改め、同表合計の項中「17,046人」を「17,222人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県部活動大会参加支援基金条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第27号

沖縄県部活動大会参加支援基金条例

(設置)

第1条 生徒の部活動に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県部活動大会参加支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）の生徒が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の実施する大会に参加するために要する船賃、航空賃又は宿泊料を補助する事業の費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第28号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「青少年の家」を「施設等」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

施設利用料金

区分		基準額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき480円
	一般及び学生	1人1泊につき940円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき220円
	一般及び学生	1人1泊につき390円
研修室等（小）	児童及び生徒	1室1時間につき120円
	一般及び学生	1室1時間につき240円
研修室等（中）	児童及び生徒	1室1時間につき240円
	一般及び学生	1室1時間につき490円
研修室等（大）	児童及び生徒	1室1時間につき480円

	一般及び学生	1室1時間につき980円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1時間につき550円
	一般及び学生	1時間につき1,090円
広場	児童及び生徒	1時間につき250円
	一般及び学生	1時間につき510円
シャワー室		1回につき100円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）、プレイホール及び体育館並びに広場に係る基準額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第15条関係）

附属設備利用料金

種別	単位	基準額
音響映像器具	1回1点又は一式につき	250円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	1室1時間につき	510円以内で教育委員会規則で定める額

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例ここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第29号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「3, 239人」を「3, 309人」に改め、同条第 2 項中「2, 928人」を「2, 998人」に改め、同項の表中「109人」を「111人」に、「228人」を「232人」に、「1, 699人」を「1, 742人」に、「892人」を「913人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例ここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第30号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「申請する際」の次に「、指定を申し出る際」を加え、同条第 2 項中「安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料は指定」を「安全対策優良標示交付手数料は交付」に改める。

別表第12を次のように改める。

別表第12（第 2 条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
------------	--------	-------

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例 (令和7年沖縄県条例第54号) 第34条第1項及び第2項の規定に基づく安全対策優良海域レジャー提供業者の指定に関する事務	安全対策優良海域レジャー提供業者審査手数料	8,000円
	安全対策優良標示交付手数料	400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに安全対策優良海域レジャー提供業者の指定の申請をした者に対する改正後の第3条及び別表第12の規定の適用については、なお従前の例による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---